

令和7年3月

# 経営戦略

計画期間：令和7年度～令和16年度

取手地方広域下水道組合

# 目 次

<b>第 1 はじめに</b>	<b>3</b>
1.経営戦略策定の趣旨	3
2.経営戦略の位置付け	4
3.計画期間	4
<b>第 2 下水道事業の現況</b>	<b>5</b>
1.下水道のあゆみ	5
2.下水道施設の現況	6
3.組織体制の現況	9
<b>第 3 取手地方広域下水道組合の取組</b>	<b>10</b>
1.取手地方広域下水道組合の取組一覧	10
2.下水道の普及促進	11
3.災害に強い下水道	14
4.収入を増やす取組	16
5.支出を減らす取組	17
<b>第 4 経営分析</b>	<b>19</b>
1.令和 2 年度経営戦略目標	19
2.経営の現状分析	21

<b>第 5 経営の基本方針</b> .....	<b>33</b>
1.基本方針.....	33
2.実施目標.....	34
<b>第 6 投資・財政計画</b> .....	<b>35</b>
1.試算条件.....	35
2.投資・財政計画.....	37
<b>第 7 経営戦略の事後検証、改訂等に関する事項</b> .....	<b>41</b>
<b>第 8 経費回収率の向上に向けたロードマップ</b> .....	<b>42</b>
<b>参考 取手地方広域水道組合概要</b> .....	<b>43</b>

# 第 1 はじめに

## 1.経営戦略策定の趣旨

地方公営企業は、料金収入をもって経営を行う独立採算制を基本原則としながら、将来にわたりその本来の目的である公共の福祉の増進を図るよう運営することが求められています。

しかし、下水道事業をはじめとする公営企業の経営環境は、今後の人口減少等に伴うサービス需要の減少や、保有する施設の老朽化に伴う更新需要の増加など厳しさを増しています。

こうした中、将来にわたって安定的に下水道事業を継続していくためには、自らの経営等についての的確な現状把握を行った上で、事業の効率化、経営の健全化を推進することが必要であり、その取り組みとして令和 2 年度に策定した取手地方広域下水道組合公共下水道事業経営戦略（以下、「経営戦略」という）を改訂します。

なお、経営戦略は「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（総財公第 107 号 総務省自治財務局公営企業課長通知 平成 26 年 8 月 29 日）に基づくものです。

## 2.経営戦略の位置付け

下水道事業計画及び下水道施設老朽化の改築計画である下水道ストックマネジメント計画等と整合を図りつつ、下水道事業の中長期的な経営の基本計画として経営戦略を位置付けます。

## 3.計画期間

「経営戦略策定・改訂ガイドライン」（総務省）において、「中長期的な視点から経営基盤の強化等に取り組むことができるように、計画は10年以上を基本とする」旨が示されていることを踏まえて、経営戦略の計画期間は、**令和7年度から令和16年度までの10年間**とします。

写真1 県南クリーンセンター



## 第2 下水道事業の概況

### 1. 下水道のあゆみ

取手地方広域下水道組合（以下、「組合」という）は、公共下水道事業の効率的な運営を目的として、昭和56年2月に取手市、藤代町及び伊奈村の一市一町一村により設立された一部事務組合です。

平成17年3月28日には、構成団体である取手市と藤代町が合併し、平成18年3月27日には伊奈町と谷和原村が合併してつくばみらい市となり、現在は、取手市、つくばみらい市の二市による一部事務組合となりました。

#### イラスト1 組合マンホール蓋



マンホール蓋中央の組合章は、水面（みなも）をイメージしたもので、周りを設立当時の市町村の花で飾っています。取手市の「ツツジ」は緑の豊かさにふさわしい花として、旧藤代町の「フジ」は薄紫色が未来に夢を託す虹色の一つであること、旧伊奈村の「菜の花」は小貝川沿い一面を黄色に染める様が人に元気を与え、明るく未来に伸びるという理由で制定されました。

## 2.下水道施設の現況

下水道施設は主に、下水を収集する管路施設、下水をくみ上げるポンプ場施設、下水を処理する処理場施設で構成されています。

### (1) 管路施設

本組合の管路延長（污水）は、令和6年3月31日現在で**約 570km**となります。管路については、供用開始から39年が経過しているため、11年後から耐用年数50年を経過する管路が徐々に増加していくことになります。

経過年数、管種、腐食環境等の優先度に基づき、定期的な巡視・点検調査を行い、計画的な維持管理を実施していきます。

**表 1 整備状況（令和6年3月31日現在）**

事業計画区域 面積 (ha) A	整備済区域面積 (ha) B	供用開始区域 面積 (ha) C	B/A (%)	C/A (%)
2,165.1	1,933.1	1,707.6	89.3	78.9

**写真 2 管路施設点検作業**



## (2) ポンプ場施設

ポンプ場施設は、下水道管路の埋設が著しく深くなる場合や、自然流下で放流できない場合に設けられる揚水施設です。

本組合では、**汚水ポンプ場 9 箇所**（取手市 7 箇所、つくばみらい市 2 箇所）及び**調整池 1 箇所**（つくばみらい市 1 箇所）を保有しています。

各ポンプ場において、設備の老朽化が進んできていることから、計画的に点検調査を行い、順次改築工事を進めていきます。

写真 3 谷井田調整池



### (3) 処理場施設

処理場施設は、下水道の汚水を浄化し、利根川に放流する施設です。

本組合の処理場は、**供用開始 39 年経過**し、近年、各設備の老朽化が顕著にあらわれてきています。計画的に点検調査を行い、順次改築を進めていきます。

写真 4 夜の処理場

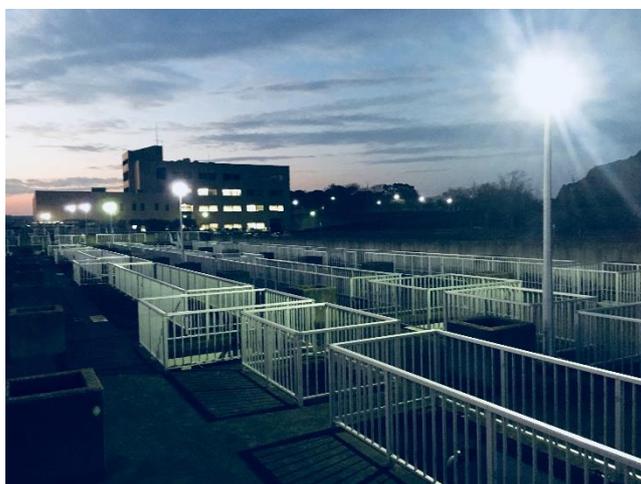


写真 5 中央監視室



### 3.組織体制の現況

#### (1) 管理者会

管理者会は、管理者及び副管理者をもって構成し、管理者の選任方法は、取手地方広域下水道組合同規約第 10 条の規定により関係市の長の互選としています。

管理者	中村 修（取手市長）
副管理者	小田川浩（つくばみらい市長）

#### (2) 組合議会

議会の組織は、取手市議会議員 7 名、つくばみらい市議会議員 3 名で構成しています。また、議会定例会の開催は、年 2 回としています。

#### (3) 執行体制

現在、本組合は事務局及び 6 課体制となります。詳細は、以下の通りとなります。

**表 2 組合執行体制（令和 6 年 4 月 1 日現在）**

局、課	係	職員数
事務局	—	2 人
総務課	総務係、契約検査係	8 人
経営課	経営係、料金係	10 人
水再生課	水再生係、計画係	7 人
保全課	保全係、管路更生係	8 人
整備課	整備 1 係、整備 2 係	8 人
排水窓口課	排水窓口係	6 人
	計	49 人

## 第3 取手地方広域下水道組合の取組

### 1.取手地方広域下水道組合の取組一覧

組合は、安定した財政運営を進めるとともに、都市の発展や公衆衛生の向上に寄与し、次世代へ良好な生活環境を引き継ぐため、長期的な視点を持ちながら、継続的で安定した下水道サービスの提供を目指します。

そのため、以下の取組を行っています。

表3 取手地方広域下水道組合の取組一覧

取組目的	取組内容
2.下水道の普及促進	(1) 下水道未普及地域の解消 (2) 水洗化率の向上 (3) 下水道普及促進活動
3.災害に強い下水道	(1) 総合地震計画策定 (2) ストックマネジメント計画策定 (3) BCP（事業継続計画）策定
4.収入を増やす取組	下水道使用料の改定
5.支出を減らす取組	(1) 包括的民間委託の導入 (2) ウォーターPPPの検討 (3) エネルギー及び土地・施設等利用

## 2.下水道の普及促進

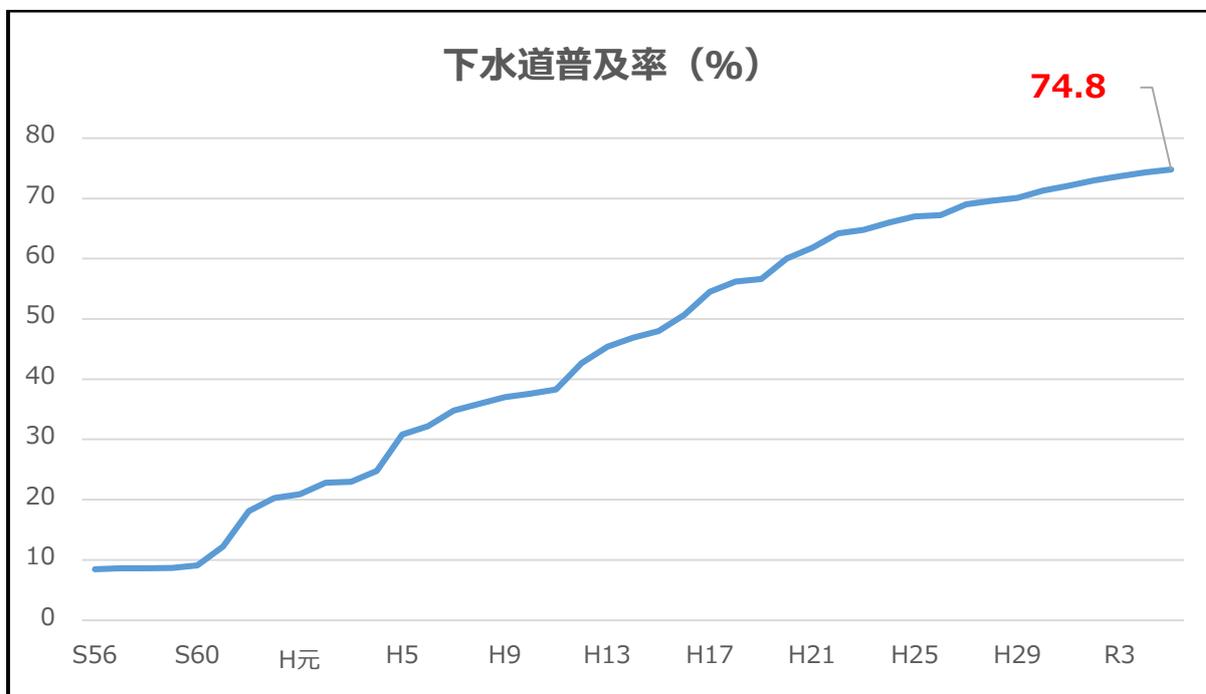
### (1) 下水道未普及地域の解消

当組合の汚水事業については、昭和 56 年度より取手市内の南部幹線建設事業に着手しました。

現在は 2,165.1ha の事業計画を策定し、事業の進捗にあわせ事業計画区域の拡大変更を行っています。市民の生活環境の改善や公共用水域の水質保全を着実に進めています。

令和 6 年 3 月 31 日現在、**下水道普及率 74.8%**となりました。

グラフ 1 下水道普及率の推移



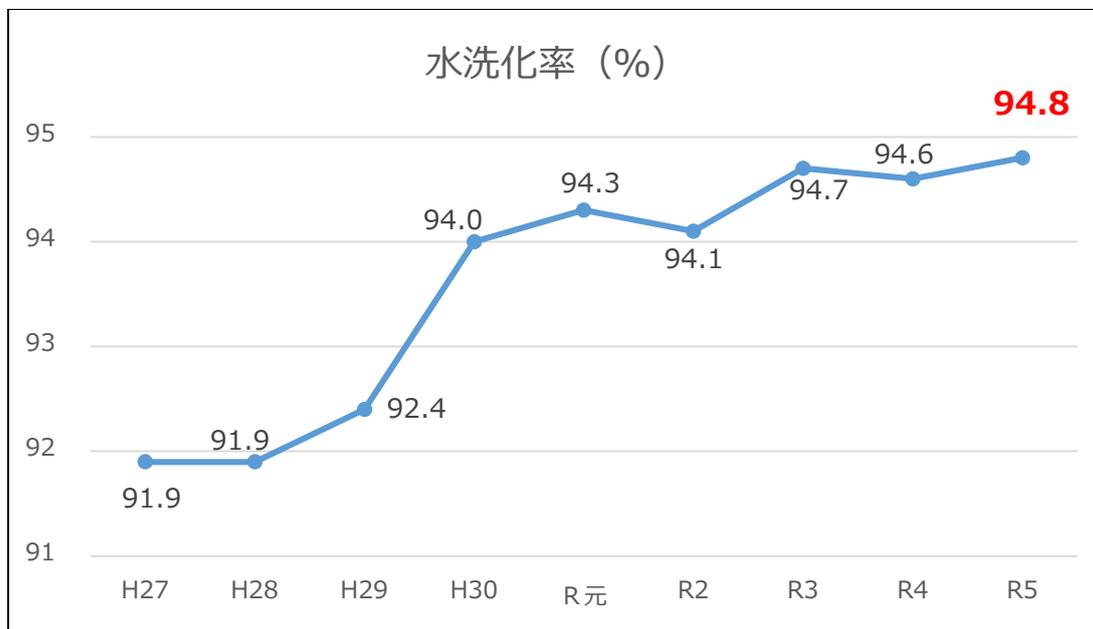
## (2) 水洗化率向上に向けた取組

下水道供用開始区域において、公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全や適正な下水道事業経営に資するため、下水道未接続世帯に対し、普及促進活動を実施します。

特に、水洗便所改造資金融資斡旋制度や宅内排水ポンプ槽設置費補助の対象となりうる供用開始から3年未満の未接続世帯に対し、重点的に普及促進活動を実施します。

令和6年3月31現在、**水洗化率 94.8%**となりました。

グラフ2 水洗化率の推移 H27～R5



### (3) 下水道の普及促進

組合では、広報活動の中で**下水道広報誌「下水道ニュース Water-you」**を発行し、取手市とつくばみらい市の市民に**約 32,000 枚を配布**することで、下水道活動の啓発に努めています。広報誌では、下水を処理する仕組み等の特集記事や予算・決算の状況を紹介しています。

また、マンホール蓋を通して下水道への理解・関心を深めて頂くために、本組合では平成 30 年度から「マンホールカード」を配布しています。

写真 6 下水道広報誌「下水道ニュース Water-you」

**下水道 Water-you**  
| Vol.35 | 2024 July |

取手地方広域下水道組合  
 管理者(取手市長) 中村 博  
 副管理者(つくばみらい市長) 小田川 浩  
 〒302-8558 茨城県取手市小宮町1-73番地  
 TEL 0207-74-4125(代答)  
 ホームページ <https://www.tsgsuui-ha-plala.or.jp>  
 メールアドレス [tsgsuui@allas.plala.or.jp](mailto:tsgsuui@allas.plala.or.jp)

本誌は、小泉町の下を横断し、取手市とつくばみらい市をつなぐ下水道工場の産品です。地上の人口を15万~4.5万の増分に、全長530メートル、管径2メートルの縦断コンクリート管がトンネルのように張りめぐらされた新築工場を新築しています。

**職員を募集します** (令和6年10月1日採用)  
 職種 技術職  
 募集人数 若干名  
 募集期間 7月8日(月)まで \*郵送応募  
 一次試験 7月11日(日)  
 二次試験 7月12日(日)  
 募集要項等の詳細は、組合ホームページに掲載しています。

**議決結果を報告します**  
 新1期常任委員会(3月25日開催)  
 議案番号 1 令和5年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計  
 議案番号 2 取手地方広域下水道組合特別会計の組織形態を  
 議案番号 3 取手地方広域下水道組合特別会計の組織形態を  
 議案番号 4 取手地方広域下水道組合特別会計の組織形態を  
 議案番号 5 取手地方広域下水道組合特別会計の組織形態を  
 議案番号 6 取手地方広域下水道組合特別会計の組織形態を  
 議案番号 7 取手地方広域下水道組合特別会計の組織形態を  
 議案番号 8 取手地方広域下水道組合特別会計の組織形態を  
 議案番号 9 取手地方広域下水道組合特別会計の組織形態を  
 議案番号 10 取手地方広域下水道組合特別会計の組織形態を  
 議案番号 11 取手地方広域下水道組合特別会計の組織形態を  
 議案番号 12 取手地方広域下水道組合特別会計の組織形態を  
 議案番号 13 取手地方広域下水道組合特別会計の組織形態を  
 議案番号 14 取手地方広域下水道組合特別会計の組織形態を  
 議案番号 15 取手地方広域下水道組合特別会計の組織形態を  
 議案番号 16 取手地方広域下水道組合特別会計の組織形態を  
 議案番号 17 取手地方広域下水道組合特別会計の組織形態を  
 議案番号 18 取手地方広域下水道組合特別会計の組織形態を  
 議案番号 19 取手地方広域下水道組合特別会計の組織形態を  
 議案番号 20 取手地方広域下水道組合特別会計の組織形態を  
 議案番号 21 取手地方広域下水道組合特別会計の組織形態を  
 議案番号 22 取手地方広域下水道組合特別会計の組織形態を  
 議案番号 23 取手地方広域下水道組合特別会計の組織形態を  
 議案番号 24 取手地方広域下水道組合特別会計の組織形態を  
 議案番号 25 取手地方広域下水道組合特別会計の組織形態を  
 議案番号 26 取手地方広域下水道組合特別会計の組織形態を  
 議案番号 27 取手地方広域下水道組合特別会計の組織形態を  
 議案番号 28 取手地方広域下水道組合特別会計の組織形態を  
 議案番号 29 取手地方広域下水道組合特別会計の組織形態を  
 議案番号 30 取手地方広域下水道組合特別会計の組織形態を  
 議案番号 31 取手地方広域下水道組合特別会計の組織形態を  
 議案番号 32 取手地方広域下水道組合特別会計の組織形態を  
 議案番号 33 取手地方広域下水道組合特別会計の組織形態を  
 議案番号 34 取手地方広域下水道組合特別会計の組織形態を  
 議案番号 35 取手地方広域下水道組合特別会計の組織形態を  
 議案番号 36 取手地方広域下水道組合特別会計の組織形態を  
 議案番号 37 取手地方広域下水道組合特別会計の組織形態を  
 議案番号 38 取手地方広域下水道組合特別会計の組織形態を  
 議案番号 39 取手地方広域下水道組合特別会計の組織形態を  
 議案番号 40 取手地方広域下水道組合特別会計の組織形態を  
 議案番号 41 取手地方広域下水道組合特別会計の組織形態を  
 議案番号 42 取手地方広域下水道組合特別会計の組織形態を  
 議案番号 43 取手地方広域下水道組合特別会計の組織形態を  
 議案番号 44 取手地方広域下水道組合特別会計の組織形態を  
 議案番号 45 取手地方広域下水道組合特別会計の組織形態を  
 議案番号 46 取手地方広域下水道組合特別会計の組織形態を  
 議案番号 47 取手地方広域下水道組合特別会計の組織形態を  
 議案番号 48 取手地方広域下水道組合特別会計の組織形態を  
 議案番号 49 取手地方広域下水道組合特別会計の組織形態を  
 議案番号 50 取手地方広域下水道組合特別会計の組織形態を  
 議案番号 51 取手地方広域下水道組合特別会計の組織形態を  
 議案番号 52 取手地方広域下水道組合特別会計の組織形態を  
 議案番号 53 取手地方広域下水道組合特別会計の組織形態を  
 議案番号 54 取手地方広域下水道組合特別会計の組織形態を  
 議案番号 55 取手地方広域下水道組合特別会計の組織形態を  
 議案番号 56 取手地方広域下水道組合特別会計の組織形態を  
 議案番号 57 取手地方広域下水道組合特別会計の組織形態を  
 議案番号 58 取手地方広域下水道組合特別会計の組織形態を  
 議案番号 59 取手地方広域下水道組合特別会計の組織形態を  
 議案番号 60 取手地方広域下水道組合特別会計の組織形態を  
 議案番号 61 取手地方広域下水道組合特別会計の組織形態を  
 議案番号 62 取手地方広域下水道組合特別会計の組織形態を  
 議案番号 63 取手地方広域下水道組合特別会計の組織形態を  
 議案番号 64 取手地方広域下水道組合特別会計の組織形態を  
 議案番号 65 取手地方広域下水道組合特別会計の組織形態を  
 議案番号 66 取手地方広域下水道組合特別会計の組織形態を  
 議案番号 67 取手地方広域下水道組合特別会計の組織形態を  
 議案番号 68 取手地方広域下水道組合特別会計の組織形態を  
 議案番号 69 取手地方広域下水道組合特別会計の組織形態を  
 議案番号 70 取手地方広域下水道組合特別会計の組織形態を  
 議案番号 71 取手地方広域下水道組合特別会計の組織形態を  
 議案番号 72 取手地方広域下水道組合特別会計の組織形態を  
 議案番号 73 取手地方広域下水道組合特別会計の組織形態を  
 議案番号 74 取手地方広域下水道組合特別会計の組織形態を  
 議案番号 75 取手地方広域下水道組合特別会計の組織形態を  
 議案番号 76 取手地方広域下水道組合特別会計の組織形態を  
 議案番号 77 取手地方広域下水道組合特別会計の組織形態を  
 議案番号 78 取手地方広域下水道組合特別会計の組織形態を  
 議案番号 79 取手地方広域下水道組合特別会計の組織形態を  
 議案番号 80 取手地方広域下水道組合特別会計の組織形態を  
 議案番号 81 取手地方広域下水道組合特別会計の組織形態を  
 議案番号 82 取手地方広域下水道組合特別会計の組織形態を  
 議案番号 83 取手地方広域下水道組合特別会計の組織形態を  
 議案番号 84 取手地方広域下水道組合特別会計の組織形態を  
 議案番号 85 取手地方広域下水道組合特別会計の組織形態を  
 議案番号 86 取手地方広域下水道組合特別会計の組織形態を  
 議案番号 87 取手地方広域下水道組合特別会計の組織形態を  
 議案番号 88 取手地方広域下水道組合特別会計の組織形態を  
 議案番号 89 取手地方広域下水道組合特別会計の組織形態を  
 議案番号 90 取手地方広域下水道組合特別会計の組織形態を  
 議案番号 91 取手地方広域下水道組合特別会計の組織形態を  
 議案番号 92 取手地方広域下水道組合特別会計の組織形態を  
 議案番号 93 取手地方広域下水道組合特別会計の組織形態を  
 議案番号 94 取手地方広域下水道組合特別会計の組織形態を  
 議案番号 95 取手地方広域下水道組合特別会計の組織形態を  
 議案番号 96 取手地方広域下水道組合特別会計の組織形態を  
 議案番号 97 取手地方広域下水道組合特別会計の組織形態を  
 議案番号 98 取手地方広域下水道組合特別会計の組織形態を  
 議案番号 99 取手地方広域下水道組合特別会計の組織形態を  
 議案番号 100 取手地方広域下水道組合特別会計の組織形態を

**新しい議会体制が完了しました**  
 取手市並びにつくばみらい市の議会議員選出により、新しい議会体制が完了しました。

**令和6年度予算を公表します**  
 詳細については、組合ホームページに掲載しています。

**収益的収支(税込)**  
 ~使った水をきれいにするためのお金~  
 取手市・つくばみらい市からの購入金等 19億4,453万円  
 長期貯蓄金買入(貸付保証)の収入(元金) 14億740万円  
 収入合計 49億993万円  
 下水道使用料 16億5,760万円  
 下水道施設の維持管理費等 19億5,168万円  
 減価償却費(下水道施設の使用による設備の減少を算定) 29億1,282万円  
 支出合計 47億6,897万円  
 繰り越した利益 2億2,897万円

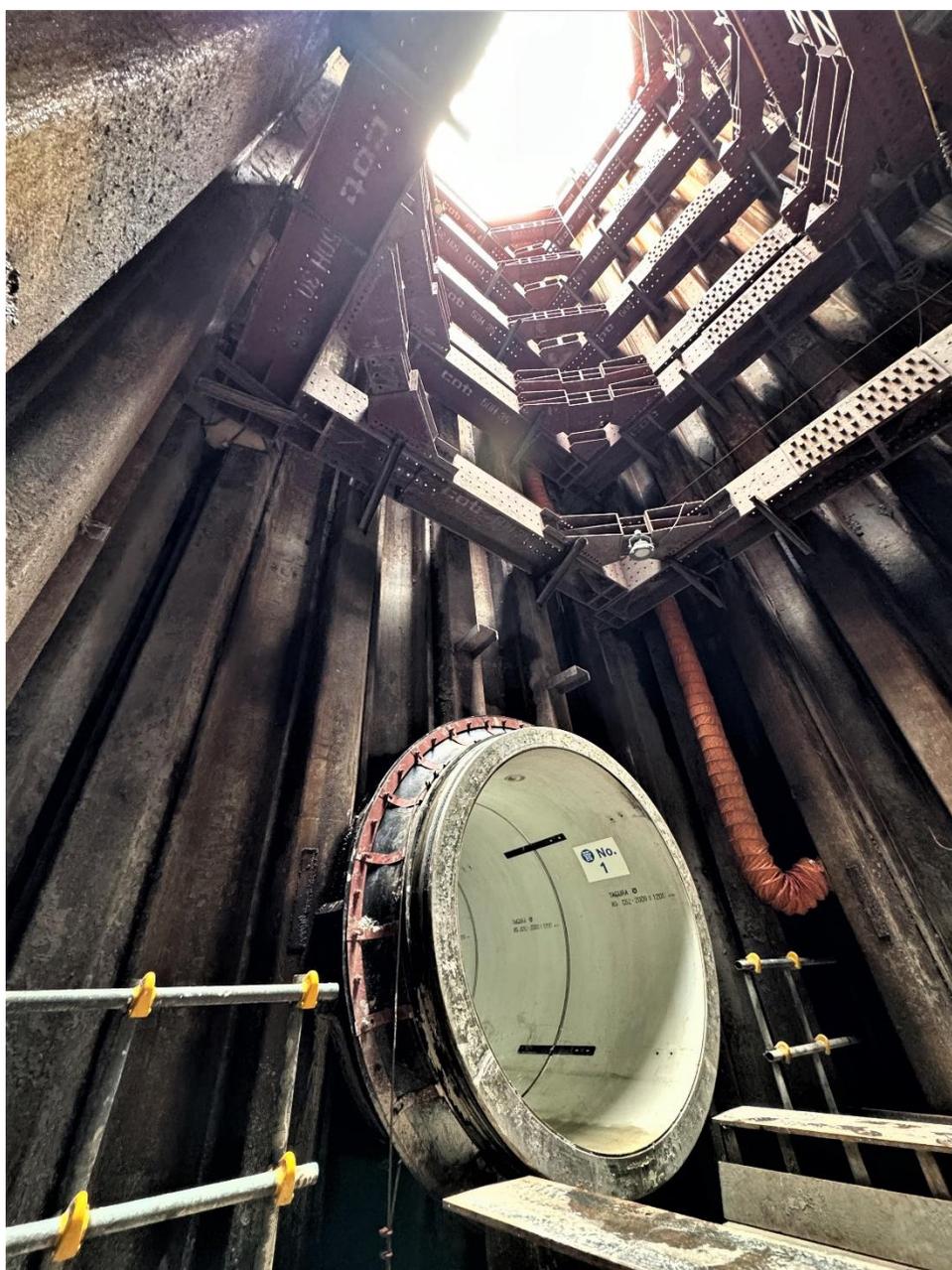
**資本的収支(税込)**  
 ~下水道施設を造るためのお金~  
 借入金 19億680万円  
 借入金利息 16億9,086万円  
 収入合計 43億6,330万円  
 借入金の返済 10億7,460万円  
 借入金の返済 16億9,086万円  
 支出合計 43億6,330万円  
 下水道施設の維持管理費等 27億7,367万円  
 繰り越した利益 4,161万円

### 3.災害に強い下水道

#### (1) 総合地震計画策定

組合では、取手市、つくばみらい市において、地域防災計画における想定地震が発生しても、下水を適切に排除・処理する機能を確保することを目的に、令和5年度から第2期計画に取り組んでいます。

写真7 4国補第36-003号伊奈山王幹線二条化工事

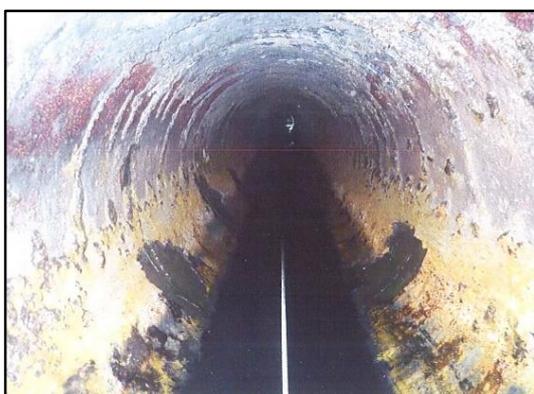


## (2) スtockマネジメント計画

長期的な視点で下水道施設全体の老朽化の進捗状況を考慮し、リスク評価等による優先順位付けを行い、**持続的な機能確保**と**ライフサイクルコストの軽減**を目的とし、令和5年度から第2期計画に取り組んでいます。

### 写真8 管路更生工事

(左) 更生前



(右) 更生後



## (3) 下水道BCP（業務継続計画）の策定

下水道施設は、市民生活にとって重要なライフラインの一つであり、大規模地震により下水道施設が被災した場合でも、従来よりも速やかに、かつ高いレベルで下水道が果たすべき機能を維持または回復することが必要不可欠であることを踏まえ、平成27年4月に下水道BCP（業務継続計画）を策定しました。

また、平成30年度には、発災後の速やかな対策本部の立上げ、緊急点検までの一連の初動対応と、職員における対応能力の確認、さらに、人的被害につながる二次災害の未然防止と緊急調査における安全確保を目的として、地震発生を想定した訓練を実施しています。

## 4.収入を増やす取組

### 下水道使用料の改定

維持管理費等の高騰により、今後の経営資金を確保できないことから、令和6年4月1日に**下水道使用料の改定**を行いました。

**表 4 下水道使用料 新旧料金体系表（消費税込み）**

区分	改訂後	改訂前	改訂後△改訂前
基本料金	550 円	550 円	－
1～ 10 m <sup>3</sup>	121 円	66 円	55 円
11～ 20 m <sup>3</sup>	154 円	132 円	22 円
21～ 30 m <sup>3</sup>	176 円	143 円	33 円
31～ 41 m <sup>3</sup>	187 円	154 円	33 円
41～ 50 m <sup>3</sup>		176 円	11 円
51～100 m <sup>3</sup>	198 円	187 円	11 円
101～200 m <sup>3</sup>	209 円	209 円	－
201 m <sup>3</sup> ～	220 円	220 円	－

## 5. 支出を減らす取組

### (1) 民間活力の導入

民間の技術力・ノウハウを有効活用し、創意工夫を持って維持管理の効率化を図る目的として、**包括的民間委託を導入**しています。そのため、平成 26 年度以降の契約は、包括のレベルを 2.5 に引き上げました。今後も、ユーティリティ費支払い業務・修繕費（小修繕・定期修繕）・植栽管理業務・脱臭剤交換業務等、業務の効率化を図り、委託者の担当職員の人件費削減を継続して実施します。

写真 9 包括的民間委託



## (2) ウォーターPPPの検討

施設の老朽化の進行や人材不足が深刻化しつつある中、下水道事業の持続可能性の確保に向けて組織体制を補完し、また民間の経営ノウハウや創意工夫等の活用による**経営改善を図ることを目的**とし、**令和6年度よりウォーターPPPの導入について検討**を開始いたしました。

下水道事業における現状分析と課題の洗い出し、課題解決に向けた導入手法の検討を実施し、今後事業開始に向け詳細な業務範囲の設定や民間事業者への参入意向調査を実施し、事業スキームを決定していく予定です。

## (3) エネルギー及び土地・施設等利用

近年の下水汚泥の肥料利用推進への取り組みや、脱炭素へ向けた創エネ・省エネ設備の導入、物価上昇によるコスト縮減等の観点から、未利用地を有効活用し、汚泥の有効利用施設の検討や、太陽光発電によるPPA事業の検討を行っております。また、設備の改築に伴い、**省エネ設備の導入の検討**も行い、積極的に**コスト削減**を目指しております。

## 第 4 経営分析

### 1. 令和 2 年度経営戦略目標

令和 2 年度に策定した経営戦略では、以下の 5 つの目標を設定しました。目標に対しての進捗は、以下のとおりとなります。

表 5 令和 2 年度経営戦略目標値と令和 5 年度実績

項 目	令和 2 年度	令和 5 年度	実施目標 令和 12 年度
経費回収率	85.6%	83.8%	100%
整備済区域面積	1,852.4ha	1,933.1ha	2,000.0ha
下水道普及率	72.1%	74.8%	78.0%
企業債残高	242 億円	221 億円	200 億円
職員数	55 人	50 人	48 人

経営戦略策定から 5 年経過しており、目標である令和 12 年度のおおよそ半分の期間を経過しています。そのため、中間目標値と令和 5 年度実績を比較します。

**表 6 令和 2 年度経営戦略中間目標値と令和 5 年度実績**

項目	令和 5 年度	中間目標	評価
経費回収率	83.8%	92.8%	×
整備済区域面積	1,933.1ha	1,926.2ha	○
下水道普及率	74.8%	75.1%	△
企業債残高	221 億円	221 億円	○
職員数	50 人	52 人	○

経費回収率を除いて、中間目標は、概ね達成しています。また、経費回収率も令和 6 年度から下水道使用料を改定していますので、大幅な上昇が期待できます。

## 2.経営の現状分析

### (1) 分析方法及び類似団体

経営指標とは、企業の財政状況や経営成績を数値で表すものであり、経営指標による分析を行うことで、企業の経営上の課題を把握することができます。

総務省が公表している「令和4年度経営分析比較表」を基に下水道経営の状況を分析します。総務省の資料では、処理区域内人口、処理区域内人口密度、供用開始後年数により類似団体が設定されており、組合は「Bc1」に該当します。また、組合が該当する「Bc1」は、組合を含めて63団体あり、茨城県では、牛久市も該当します。

また、茨城県内の公共下水道事業と特定環境保全公共下水道事業の平均値を算出して比較も行います。

表7 令和4年度「経営比較分析表」類似団体区分

処理区域内人口区分	処理区域内人口密度区分	供用開始後年数別区分	類型区分	団体数
<b>3万以上</b>	100人/ha以上	—	Ba	8
	75人/ha以上	30年以上	Bb1	25
		30年未満	Bb2	2
	<b>50人/ha以上</b>	<b>30年以上</b>	<b>Bc1</b>	<b>63</b>
		30年未満	Bc2	12
	50人/ha未満	30年以上	Bd1	158
		30年未満	Bd2	23
		15年未満	Cd3	11

## (2) 経営指標及び比較

経営指標については、毎年度、組合のホームページで公表している経営比較分析表の経営指標を用います。また、公表している経営比較分析表は、公共下水道事業と特定環境保全公共下水道事業に分けて公表していますが、経営戦略では合算した数字で比較します。

比較分析する指標は、以下の「経営の健全化・効率性」の経営指標7つと、「施設の老朽化」の経営指標1つの計8つで比較を行います。

**表 8 経営指標一覧**

<b>ア. 経営の健全化・効率性</b>
a. 経常収支比率、b. 累積欠損金比率、c. 流動比率、d. 経費回収率、 e. 汚水処理原価、f. 施設利用率、g. 水洗化率
<b>イ. 施設の老朽化</b>
h. 有形固定資産減価償却率

また、各経営指標について、類似団体及び茨城県平均（公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業）と比較して、以下のとおりに評価します。

**表 9 経営指標の評価**

評価	内容
○	認識すべき課題はありません。
△	基準となる水準がなく、また、団体ごとに固有の事情を勘案する必要があります。
×	認識すべき課題があります。

## ア. 経営の健全性・効率性

### a. 経常収支比率 (%)

評価：○

算出式	$\frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$																												
指標の意味	<p>経常収支比率は、当該年度において、使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標です。</p>																												
分析の考え方	<p>当該指標は、単年度の収支が黒字であることを示す 100%以上となっていることが必要です。数値が 100%未満の場合、単年度の収支が赤字であることを示しているため、経営改善に向けた取組が必要となります。</p>																												
比較	<p style="text-align: center;"><b>経常収支比率 (%)</b></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>類似団体 (%)</th> <th>茨城県 (%)</th> <th>組合 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H30</td> <td>105.39</td> <td>104.01</td> <td>105.39</td> </tr> <tr> <td>R元</td> <td>104.01</td> <td>103.12</td> <td>104.01</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>103.12</td> <td>103.38</td> <td>103.12</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>103.38</td> <td>103.64</td> <td>103.38</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>103.64</td> <td>104.65</td> <td>103.64</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td>104.65</td> <td></td> <td>104.65</td> </tr> </tbody> </table>	年度	類似団体 (%)	茨城県 (%)	組合 (%)	H30	105.39	104.01	105.39	R元	104.01	103.12	104.01	R2	103.12	103.38	103.12	R3	103.38	103.64	103.38	R4	103.64	104.65	103.64	R5	104.65		104.65
年度	類似団体 (%)	茨城県 (%)	組合 (%)																										
H30	105.39	104.01	105.39																										
R元	104.01	103.12	104.01																										
R2	103.12	103.38	103.12																										
R3	103.38	103.64	103.38																										
R4	103.64	104.65	103.64																										
R5	104.65		104.65																										
組合の状況	<p>経常収支比率は、103%～105%を推移しています。類似団体及び茨城県と比較して低い水準ですが、100%を超えているため問題はありません。</p>																												

b.累積欠損金比率（％）

評価：○

<p>算出式</p>	$\frac{\text{当年度末未処理欠損金}}{\text{営業収益} \Delta \text{受託工事収益}} \times 100$																												
<p>指標の意味</p>	<p>営業収益に対する累積欠損金（営業活動により生じた損失で、前年度からの繰越利益剰余金等でも補填することができず、複数年度にわたって累積した欠損金のこと）の状況を表す指標となります。</p>																												
<p>分析の考え方</p>	<p>当該指標は、累積欠損金が発生していないことを示す 0%であることが求められています。累積欠損金を有している場合は、経営の健全性に課題があります。経年の状況も踏まえながら 0%となるよう経営改善を図っていく必要があります。</p>																												
<p>比較</p>	<p style="text-align: center;"><b>累積欠損金率（％）</b></p> <table border="1"> <caption>累積欠損金率（％）比較データ</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>類似団体 (%)</th> <th>茨城県平均 (%)</th> <th>組合 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H30</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> </tr> <tr> <td>R元</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> </tr> </tbody> </table>	年度	類似団体 (%)	茨城県平均 (%)	組合 (%)	H30	0.00	0.00	0.00	R元	0.00	0.00	0.00	R2	0.00	0.00	0.00	R3	0.00	0.00	0.00	R4	0.00	0.00	0.00	R5	0.00	0.00	0.00
年度	類似団体 (%)	茨城県平均 (%)	組合 (%)																										
H30	0.00	0.00	0.00																										
R元	0.00	0.00	0.00																										
R2	0.00	0.00	0.00																										
R3	0.00	0.00	0.00																										
R4	0.00	0.00	0.00																										
R5	0.00	0.00	0.00																										
<p>組合の状況</p>	<p>平成 29 年度に地方公営企業法を適用してから 0%となりますので、問題がありません。</p>																												

c.流動比率 (%)

評価：○

<p>算出式</p>	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$																												
<p>指標の意味</p>	<p>短期的な債務に対する支払能力を表す指標となります。</p>																												
<p>分析の考え方</p>	<p>当該指標は、1年以内に支払うべき債務に対して支払うことができる現金等がある状況を示す100%以上であることが必要となります。一般的に100%を下回るということは、1年以内に現金化できる資産で、1年以内に支払わなければならない負債を賄えなく、支払能力を高めるための経営改善を図っていく必要があります。</p>																												
<p>比較</p>	<p style="text-align: center;"><b>流動比率 (%)</b></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>類似団体 (%)</th> <th>茨城県平均 (%)</th> <th>組合 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H30</td> <td>~78</td> <td>~68</td> <td>46.03</td> </tr> <tr> <td>R元</td> <td>~70</td> <td>~62</td> <td>59.84</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>~68</td> <td>~62</td> <td>67.35</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>~72</td> <td>~68</td> <td>69.13</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>~80</td> <td>~72</td> <td>73.95</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td>~82</td> <td>~75</td> <td>82.59</td> </tr> </tbody> </table>	年度	類似団体 (%)	茨城県平均 (%)	組合 (%)	H30	~78	~68	46.03	R元	~70	~62	59.84	R2	~68	~62	67.35	R3	~72	~68	69.13	R4	~80	~72	73.95	R5	~82	~75	82.59
年度	類似団体 (%)	茨城県平均 (%)	組合 (%)																										
H30	~78	~68	46.03																										
R元	~70	~62	59.84																										
R2	~68	~62	67.35																										
R3	~72	~68	69.13																										
R4	~80	~72	73.95																										
R5	~82	~75	82.59																										
<p>組合の状況</p>	<p>年々上昇し、類似団体及び茨城県平均と同水準となります。令和5年度も上昇しているため、問題がありません。</p>																												

d.経費回収率 (%)

評価：✕

<p>算出式</p>	$\frac{\text{下水道使用料}}{\text{汚水処理費（公費負担分を除く）}} \times 100$																												
<p>指標の意味</p>	<p>使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標であり、使用料水準等を評価することが可能となります。</p>																												
<p>分析の考え方</p>	<p>当該指標は、使用料で回収すべき経費を全て使用料で賄えている状況を示す 100%以上であることが必要となります。数値が 100%を下回っている場合、汚水処理に係る費用が使用料以外の収入により賄われていることを意味するため、適正な使用料収入の確保及び汚水処理費の削減が必要となります。</p>																												
<p>比較</p>	<p style="text-align: center;"><b>経費回収率 (%)</b></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>類似団体 (%)</th> <th>茨城県平均 (%)</th> <th>組合 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H30</td> <td>82.91</td> <td>100</td> <td>82.91</td> </tr> <tr> <td>R元</td> <td>85.63</td> <td>100</td> <td>85.63</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>85.48</td> <td>97</td> <td>85.48</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>82.58</td> <td>95</td> <td>82.58</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>85.89</td> <td>94</td> <td>85.89</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td>83.81</td> <td>94</td> <td>83.81</td> </tr> </tbody> </table>	年度	類似団体 (%)	茨城県平均 (%)	組合 (%)	H30	82.91	100	82.91	R元	85.63	100	85.63	R2	85.48	97	85.48	R3	82.58	95	82.58	R4	85.89	94	85.89	R5	83.81	94	83.81
年度	類似団体 (%)	茨城県平均 (%)	組合 (%)																										
H30	82.91	100	82.91																										
R元	85.63	100	85.63																										
R2	85.48	97	85.48																										
R3	82.58	95	82.58																										
R4	85.89	94	85.89																										
R5	83.81	94	83.81																										
<p>組合の状況</p>	<p>経費回収率は、85%前後を推移しており、類似団体及び茨城県平均と比較して、低い水準となっています。しかし、令和6年度に下水道使用料改定を行いましたので、上昇が見込まれます。</p>																												

e. 汚水処理原価（円/m<sup>3</sup>）

評価：△

<p>算出式</p>	$\frac{\text{汚水処理費（公費負担分を除く）}}{\text{年間有収水量}} \times 100$																												
<p>指標の意味</p>	<p>有収水量 1 m<sup>3</sup>当たりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標となります。</p>																												
<p>分析の考え方</p>	<p>当該指標については、明確な数値基準はないと考えられます。したがって、経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握し、効率的な汚水処理が実施されているか分析し、適切な数値となっているか、対外的に説明できることが求められます。</p>																												
<p>比較</p>	<p style="text-align: center;"><b>汚水処理原価（円/m<sup>3</sup>）</b></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>類似団体</th> <th>茨城県平均</th> <th>組合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H30</td> <td>~142</td> <td>~153</td> <td>158.47</td> </tr> <tr> <td>R元</td> <td>~141</td> <td>~150</td> <td>153.70</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>~137</td> <td>~153</td> <td>152.63</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>~138</td> <td>~157</td> <td>154.16</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>~138</td> <td>~158</td> <td>154.79</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>156.30</td> </tr> </tbody> </table>	年度	類似団体	茨城県平均	組合	H30	~142	~153	158.47	R元	~141	~150	153.70	R2	~137	~153	152.63	R3	~138	~157	154.16	R4	~138	~158	154.79	R5	-	-	156.30
年度	類似団体	茨城県平均	組合																										
H30	~142	~153	158.47																										
R元	~141	~150	153.70																										
R2	~137	~153	152.63																										
R3	~138	~157	154.16																										
R4	~138	~158	154.79																										
R5	-	-	156.30																										
<p>組合の状況</p>	<p>汚水処理原価は、類似団体より高く、茨城県平均より低い水準となります。今後、物価上昇による維持管理費の増が予想されるため、更なる経費削減が必要となります。</p>																												

f.施設利用率（%）

評価：△

<p>算出式</p>	$\frac{\text{晴天時一日平均処理水量}}{\text{晴天時現在処理能力}} \times 100$																												
<p>指標の意味</p>	<p>施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標となります。</p>																												
<p>分析の考え方</p>	<p>当該指標については、明確な数値基準はないと考えられるが、一般的には高い数値であることが望まれます。経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握し、例えば、当該指標が類似団体との比較で高い場合であっても、現状分析や将来の汚水処理人口の減少等を踏まえ、施設が遊休状態でないか、過大なスペックとなっていないかといった分析が必要となります。</p>																												
<p>比較</p>	<p style="text-align: center;"><b>施設利用率（%）</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>類似団体 (%)</th> <th>茨城県平均 (%)</th> <th>組合 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H30</td> <td>53.67</td> <td>65.00</td> <td>53.67</td> </tr> <tr> <td>R元</td> <td>55.55</td> <td>65.00</td> <td>55.55</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>57.82</td> <td>65.00</td> <td>57.82</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>61.12</td> <td>65.00</td> <td>61.12</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>56.73</td> <td>65.00</td> <td>56.73</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td>53.93</td> <td>65.00</td> <td>53.93</td> </tr> </tbody> </table>	年度	類似団体 (%)	茨城県平均 (%)	組合 (%)	H30	53.67	65.00	53.67	R元	55.55	65.00	55.55	R2	57.82	65.00	57.82	R3	61.12	65.00	61.12	R4	56.73	65.00	56.73	R5	53.93	65.00	53.93
年度	類似団体 (%)	茨城県平均 (%)	組合 (%)																										
H30	53.67	65.00	53.67																										
R元	55.55	65.00	55.55																										
R2	57.82	65.00	57.82																										
R3	61.12	65.00	61.12																										
R4	56.73	65.00	56.73																										
R5	53.93	65.00	53.93																										
<p>組合の状況</p>	<p>施設利用率は、類似団体や全国平均と比較すると低い水準となっています。原因としては、まだ建設段階のためと考えられ、下水道整備を進めていくことに伴い、比率の上昇が見込まれます。</p>																												

g.水洗化率 (%)

判定：○

<p>算出式</p>	$\frac{\text{現在水洗便所設置済人口}}{\text{現在処理区内人口}} \times 100$																												
<p>指標の意味</p>	<p>現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標となります。</p>																												
<p>分析の考え方</p>	<p>当該指標については、公共用水域の水質保全や、使用料収入の増加等の観点から 100%となっていることが望ましいです。一般的に数値が 100%未満である場合には、汚水処理が適切に行われておらず、水質保全の観点から問題が生じる可能性があることや、使用料収入を図るため、水洗化率向上の取組が必要となります。</p>																												
<p>比較</p>	<p style="text-align: center;"><b>水洗化率 (%)</b></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>類似団体 (%)</th> <th>茨城県平均 (%)</th> <th>組合 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H30</td> <td>94.04</td> <td>92.8</td> <td>94.04</td> </tr> <tr> <td>R元</td> <td>94.26</td> <td>92.2</td> <td>94.26</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>94.07</td> <td>91.2</td> <td>94.07</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>94.67</td> <td>91.5</td> <td>94.67</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>94.56</td> <td>91.3</td> <td>94.56</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td>94.80</td> <td>91.4</td> <td>94.80</td> </tr> </tbody> </table>	年度	類似団体 (%)	茨城県平均 (%)	組合 (%)	H30	94.04	92.8	94.04	R元	94.26	92.2	94.26	R2	94.07	91.2	94.07	R3	94.67	91.5	94.67	R4	94.56	91.3	94.56	R5	94.80	91.4	94.80
年度	類似団体 (%)	茨城県平均 (%)	組合 (%)																										
H30	94.04	92.8	94.04																										
R元	94.26	92.2	94.26																										
R2	94.07	91.2	94.07																										
R3	94.67	91.5	94.67																										
R4	94.56	91.3	94.56																										
R5	94.80	91.4	94.80																										
<p>組合の状況</p>	<p>水洗化率は、類似団体や全国平均と比較して高い水準です。しかし、100%未満であるため、今後もより一層の普及促進活動を進め、更なる水洗化率の向上が求められます。</p>																												

## イ. 施設の老朽化

### h.有形固定資産減価償却率（％）

評価：△

<p>算出式</p>	$\frac{\text{有形固定資産減価償却累計額}}{\text{有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価}} \times 100$																												
<p>指標の意味</p>	<p>有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化度合を示しています。</p>																												
<p>分析の考え方</p>	<p>当該指標については、明確な数値基準はないと考えられます。したがって、経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握・分析し、適切な数値となっているか、対外的に説明できることが求められます。</p>																												
<p>比較</p>	<p style="text-align: center;"><b>有形固定資産減価償却率（％）</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>類似団体 (%)</th> <th>茨城県平均 (%)</th> <th>組合 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H30</td> <td>~22</td> <td>~20</td> <td>7.21</td> </tr> <tr> <td>R元</td> <td>~21</td> <td>~22</td> <td>10.49</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>~23</td> <td>~13</td> <td>13.57</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>~25</td> <td>~16</td> <td>16.55</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>~24</td> <td>~19</td> <td>19.58</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td>~25</td> <td>~22</td> <td>22.33</td> </tr> </tbody> </table>	年度	類似団体 (%)	茨城県平均 (%)	組合 (%)	H30	~22	~20	7.21	R元	~21	~22	10.49	R2	~23	~13	13.57	R3	~25	~16	16.55	R4	~24	~19	19.58	R5	~25	~22	22.33
年度	類似団体 (%)	茨城県平均 (%)	組合 (%)																										
H30	~22	~20	7.21																										
R元	~21	~22	10.49																										
R2	~23	~13	13.57																										
R3	~25	~16	16.55																										
R4	~24	~19	19.58																										
R5	~25	~22	22.33																										
<p>組合の状況</p>	<p>有形固定資産減価償却率は、類似団体及び茨城県平均と同様に毎年3%前後上昇していくことが予想されます。</p>																												

### (3) 経営上の課題

評価が「×」となっている経営指標を分析することで明らかになる組合の経営上の問題点については、以下に示すとおりになります。

表 10 経営上の課題

経営指標	評価基準	組合水準	判定
d.経費回収率	高い方がよい	低い	×

経営指標を分析すると、課題は「d.経費回収率」の向上となります。

経費回収率については、令和 6 年 4 月 1 日に下水道使用料を改定したため、上昇が期待されます。

# プリントシール

取手市内の小中学校から募集したポスター作品の中から、受賞作品を**取手駅周辺のマンホールに設置**しています。以下の写真は、令和5年度に受賞した作品です。過去に受賞した作品約20枚を設置しています。

## 写真 10 令和5年度受賞作品プリントシール



## 第5 経営の基本方針

### 1.経営の基本方針

本組合は、供用開始から39年が経過しており、新設の管路布設工事とともに、今後は下水道施設の老朽化に伴う修繕等の維持管理及び改築工事等の増加が見込まれるため、更なる経営改善を図っていく必要があります。また、適正な使用料の設定について定期的に検証し、今後も水洗化人口及び有収水量の増加を目指すとともに、計画的に下水道の整備拡大を図ります。

このことを踏まえて、公共下水道事業の経営の基本方針を以下のとおり定めました。

#### **(1) 快適な下水道サービスを継続的・安定的に提供**

下水道の未普及地区の解消に向け、計画的かつ効率的な下水道の整備を進め、予防保全型の維持管理など老朽化した施設の計画的な改築、修繕の実施により、維持管理費等の低減と下水道機能を持続させていくとともに、都市の発展や公衆衛生の向上に寄与し、快適な生活環境を確保するため、継続的で安定した下水道サービスの提供を目指します。

#### **(2) 安定した経営基盤の確立**

接続率向上による使用料収入の増加及び適正な使用料の設定について定期的に検証し、事業運営の効率化や経営状況の的確な把握により、安定した財政運営を進めるとともに、民間委託等により、業務の効率化や経費削減を徹底して経営の効率化を図り、安定した経営基盤の確立を目指します。

## 2.実施目標

「快適な下水道サービスを継続的・安定的に提供」、「安定した経営基盤の確立」という基本方針に基づく経営を行うために、以下の実施目標を設定するものとします。

また、令和 16 年度の目標値達成を管理するために、令和 9 年度及び令和 11 年度に中間目標を設定しました。

表 11 実施目標一覧

項 目	令和 5 年度	中間目標① 令和 9 年度	中間目標② 令和 11 年度	目標 令和 16 年度
経費回収率	83.8%	95%	100%	<b>100%</b>
整備済区域面積	1,933ha	1,980ha	2,000ha	<b>2,060ha</b>
下水道普及率	74.8%	76.0%	77.0%	<b>79.0%</b>
水洗化率	94.8%	95.0%	95.1%	<b>95.3%</b>
企業債残高	221 億円	215 億円	210 億円	<b>200 億円</b>
職員数	50 人	48 人	48 人	<b>41 人</b>

## 第6 投資・財政計画

### 1. 試算条件

#### (1) 収益的収支

区分		項目	試算方法
収益的 収入	営業	下水道 使用料	・下水道整備を行っているため上昇しているが、 人口減少も加味し横ばいとする
		収益	・繰出基準に基づき算定 ・令和7年度見込みにより推計
	営業 外 収益	他会計 補助金	・繰出基準に基づき算定
		長期前受金 戻入	・既を取得した資産、資本的支出における建設改良費 を基に推計
		その他	・令和7年度見込みにより推計
収益的 支出	営業 費用	職員 給与費	・採用計画に基づく職員数
		経費	・令和元年度から令和5年度の消費者物価指数 平均1.22%増により推計
		減価 償却費	・既を取得した資産、資本的支出における建設改良費 を基に推計
	営業 外 費用	支払利息	・令和5年度までに借入した企業債 …借入条件により算出 ・令和6年度以降に借入れする企業債 …償還期間30年（うち据置期間5年） 利子率2.0%を基準に毎年0.1%上昇
		その他	・消費税申告見込み額により推計

## (2) 資本的収支

区分	項目	試算方法
資本的収入	企業債	・起債事業費をもとに推計
	他会計出資金	・建設改良費をもとに推計
	他会計補助金	・元金償還金をもとに推計
	国（都道府県） 庫補助金	・補助事業費をもとに推計
	工事負担金	・整備計画をもとに推計
資本的支出	建設改良費	・整備計画及びストックマネジメント計画をもとに推計
	企業債償還金	・令和5年度までに借入した企業債 …借入条件により算出 ・令和6年度以降に借入れする企業債 …企業債借入の推計により償還額を算出
	その他	・備品購入計画により推計

## 2.投資・財政計画

区 分		年 度		前々年度	前年度	本年度	令和8年度	
		令和5年度 (決算)	令和6年度 (決算見込)	令和7年度	令和7年度	令和7年度	令和8年度	
収 益 的 収 入	1. 営業収益 (A)	1,281,119	1,530,299	1,544,383	1,541,866			
	(1) 料金収入	1,150,341	1,416,265	1,429,819	1,429,819			
	(2) 受託工事収益 (B)							
	(3) その他	130,778	114,034	114,564	112,047			
	2. 営業外収益	3,245,667	3,091,129	3,177,715	2,920,756			
	(1) 補助金	1,855,703	1,709,106	1,740,707	1,587,598			
	他会計補助金	1,855,703	1,709,106	1,740,707	1,587,598			
	その他補助金							
	(2) 長期前受金戻入	1,386,114	1,374,168	1,413,274	1,331,694			
	(3) その他	3,850	7,855	23,734	1,464			
	収入計 (C)	4,526,786	4,621,428	4,722,098	4,462,622			
	収 益 的 支 出	1. 営業費用	3,983,957	4,193,541	4,380,727	4,140,595		
		(1) 職員給与と 基本給 退職給付費 その他	308,376	309,681	311,610	299,330		
(2) 経 動力費 修繕費 材料費 その他		1,115,351	1,188,976	1,232,730	1,209,528			
(3) 減価償却費		2,560,230	2,694,884	2,836,387	2,631,737			
2. 営業外費用		341,611	416,228	335,506	317,645			
(1) 支払利息		319,015	324,570	315,887	298,028			
(2) その他		22,596	91,658	19,619	19,619			
支出計 (D)		4,325,568	4,609,769	4,716,233	4,458,240			
経常損益 (C)-(D) (E)		201,218	11,659	5,865	4,382			
特別利益 (F)		359	13					
特別損失 (G)		157	300	300	300			
特別損益 (F)-(G) (H)		202	△ 287	△ 300	△ 300			
当年度純利益 (又は純損失) (E)+(H)		201,420	11,372	5,565	4,082			
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)								
流動資産 (J)	1,864,570	1,585,715	1,757,628	1,698,244				
うち未収金	308,214	298,852	294,090	219,923				
流動負債 (K)	2,257,596	2,158,111	2,005,299	1,930,595				
うち建設改良費分	1,538,947	1,471,958	1,458,768	1,384,064				
うち一時借入金	-	-	-	-				
うち未払金								
累積欠損金比率 ( $\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$ )	-	-	-	-				
地方財政法施行令第15条第1項により算定した 資金の不足額 (L)	-	-	-	-				
営業収益-受託工事収益 (A)-(B) (M)	1,281,119	1,530,299	1,544,383	1,541,866				
地方財政法による 資金不足の比率 ((L)/(M)×100)	-	-	-	-				
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額 (N)	-	-	-	-				
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額 (O)	-	-	-	-				
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模 (P)	1,150,341	1,416,265	1,429,819	1,429,819				
健全化法第22条により算定した 資金不足比率 ((N)/(P)×100)	-	-	-	-				

(単位:千円, %)

令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
1,539,261	1,536,629	1,533,966	1,531,290	1,528,671	1,526,064	1,523,515	1,521,058
1,429,819	1,429,819	1,429,819	1,429,819	1,429,819	1,429,819	1,429,819	1,429,819
109,442	106,810	104,147	101,471	98,852	96,245	93,696	91,239
2,765,143	2,673,621	2,790,303	2,827,028	2,833,233	2,911,448	2,993,605	3,065,815
1,554,521	1,592,683	1,638,264	1,670,622	1,640,907	1,676,489	1,722,369	1,735,062
1,554,521	1,592,683	1,638,264	1,670,622	1,640,907	1,676,489	1,722,369	1,735,062
1,209,158	1,079,474	1,150,575	1,154,942	1,190,862	1,233,495	1,269,772	1,329,289
1,464	1,464	1,464	1,464	1,464	1,464	1,464	1,464
4,304,404	4,210,250	4,324,269	4,358,318	4,361,904	4,437,512	4,517,120	4,586,873
3,987,095	3,884,748	3,980,357	4,005,429	4,004,000	4,068,691	4,132,132	4,185,654
288,831	289,866	281,052	279,988	271,940	262,173	262,173	254,122
159,640	159,313	151,828	151,745	147,840	142,633	142,633	138,182
129,191	130,553	129,224	128,243	124,100	119,540	119,540	115,940
1,207,634	1,222,724	1,238,043	1,250,108	1,249,708	1,256,064	1,251,160	1,257,850
145,924	146,636	147,358	148,086	148,824	149,572	138,328	139,094
8,994	8,994	8,994	8,994	8,994	8,994	8,994	8,994
1,052,716	1,067,094	1,081,691	1,093,028	1,091,890	1,097,498	1,103,838	1,109,762
2,490,630	2,372,158	2,461,262	2,475,333	2,482,352	2,550,454	2,618,799	2,673,682
313,650	322,145	340,342	349,216	354,752	365,179	380,643	396,781
294,031	302,526	320,723	329,597	335,133	345,560	361,024	377,162
19,619	19,619	19,619	19,619	19,619	19,619	19,619	19,619
4,300,745	4,206,893	4,320,699	4,354,645	4,358,752	4,433,870	4,512,775	4,582,435
3,659	3,357	3,570	3,673	3,152	3,642	4,345	4,438
300	300	300	300	300	300	300	300
△ 300	△ 300	△ 300	△ 300	△ 300	△ 300	△ 300	△ 300
3,359	3,057	3,270	3,373	2,852	3,342	4,045	4,138
1,774,033	1,756,621	1,744,815	1,745,779	1,704,428	1,769,395	1,834,461	1,912,253
218,906	217,889	216,872	215,855	214,838	213,821	212,804	211,787
1,924,042	1,911,835	1,909,646	1,908,439	1,863,173	1,831,064	1,807,329	1,769,159
1,377,511	1,365,304	1,363,115	1,361,908	1,316,642	1,284,533	1,260,798	1,222,628
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
1,539,261	1,536,629	1,533,966	1,531,290	1,528,671	1,526,064	1,523,515	1,521,058
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
1,429,819	1,429,819	1,429,819	1,429,819	1,429,819	1,429,819	1,429,819	1,429,819
-	-	-	-	-	-	-	-

区 分		年 度	前々年度 令和5年度 (決算)	前年度 令和6年度 (決算見込)	本年度 令和7年度	令和8年度
資 本 的 収 入	資 本 的 収 入	1. 企 業 債	1,357,900	1,232,800	1,121,000	909,600
		うち 資本費平準化債				
		2. 他 会 計 出 資 金	132,463	220,684	250,966	284,000
		3. 他 会 計 補 助 金	113,376	182,553	114,571	201,197
		4. 他 会 計 負 担 金				
		5. 他 会 計 借 入 金				
		6. 国(都道府県)補助金	1,077,750	967,128	747,581	863,001
		7. 固定資産売却代金				
		8. 工 事 負 担 金	83,856	52,213	39,860	43,835
	9. そ の 他					
	計 (A)	2,765,345	2,655,378	2,273,978	2,301,633	
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	86,022				
	純計 (A)-(B) (C)	2,679,323	2,655,378	2,273,978	2,301,633	
	資 本 的 支 出	資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	2,748,274	2,507,262	2,319,085
うち 職員給与費			104,869	117,184	115,846	123,253
2. 企 業 債 償 還 金			1,623,049	1,538,946	1,471,958	1,458,767
3. 他会計長期借入返還金						
4. 他 会 計 へ の 支 出 金						
5. そ の 他			1,087	3,367	6,169	3,300
計 (D)	4,372,410	4,049,575	3,797,212	3,711,469		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)			1,693,087	1,394,197	1,523,234	1,409,836
補 填 財 源	補 填 財 源	1. 損益勘定留保資金	1,314,014	1,320,716	1,423,113	1,300,043
		2. 利益剰余金処分量				
		3. 繰越工事資金				
		4. そ の 他	379,073	73,481	100,121	109,793
計 (F)	1,693,087	1,394,197	1,523,234	1,409,836		
補填財源不足額 (E)-(F)						
他会計借入金残高 (G)						
企 業 債 残 高 (H)			22,069,811	21,763,665	21,412,707	20,863,540

○他会計繰入金

区 分		年 度	前々年度 令和5年度 (決算)	前年度 令和6年度 (決算見込)	本年度 令和7年度	令和8年度
収益的収支分			1,985,624	1,822,447	1,854,429	1,698,803
	うち 基準内繰入金		1,539,605	1,430,934	1,470,934	1,345,347
	うち 基準外繰入金		446,019	391,513	383,495	353,456
資本的収支分			245,839	403,237	365,537	485,197
	うち 基準内繰入金		38,665	35,507	33,412	32,201
	うち 基準外繰入金		207,174	367,730	332,125	452,996
合 計			2,231,463	2,225,684	2,219,966	2,184,000

(単位:千円)

令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
1,309,400	1,637,200	1,171,100	966,600	1,106,900	1,211,700	1,158,400	784,600
265,000	294,000	278,000	275,000	302,000	266,000	273,000	261,000
255,879	191,349	164,431	137,749	143,083	146,108	95,777	97,541
1,127,001	1,572,001	1,294,001	821,001	1,171,001	1,277,001	1,139,001	776,001
47,810	58,590	45,710	49,280	32,865	28,280	21,910	22,750
3,005,090	3,753,140	2,953,242	2,249,630	2,755,849	2,929,089	2,688,088	1,941,892
3,005,090	3,753,140	2,953,242	2,249,630	2,755,849	2,929,089	2,688,088	1,941,892
2,873,041	3,730,309	2,953,500	2,248,197	2,767,526	2,906,099	2,730,099	1,989,381
118,932	119,357	115,728	113,746	114,040	104,870	104,870	105,155
1,384,064	1,377,511	1,365,304	1,363,115	1,361,908	1,316,642	1,284,533	1,260,798
2,200	2,475	3,025	2,750	3,050	1,925	2,200	2,475
4,259,305	5,110,295	4,321,829	3,614,062	4,132,484	4,224,666	4,016,832	3,252,654
1,254,215	1,357,155	1,368,587	1,364,432	1,376,635	1,295,577	1,328,744	1,310,762
1,254,215	1,292,684	1,310,687	1,320,391	1,291,490	1,295,577	1,328,744	1,310,762
	64,471	57,900	44,041	85,145			
1,254,215	1,357,155	1,368,587	1,364,432	1,376,635	1,295,577	1,328,744	1,310,762
20,788,876	21,048,565	20,854,361	20,457,846	20,202,838	20,097,896	19,971,763	19,495,565

(単位:千円)

令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
1,663,121	1,698,651	1,741,569	1,771,251	1,738,917	1,771,892	1,815,223	1,825,459
1,324,170	1,332,750	1,348,090	1,355,118	1,323,598	1,346,460	1,375,979	1,434,790
338,951	365,901	393,479	416,133	415,319	425,432	439,244	390,669
520,879	485,349	442,431	412,749	445,083	412,108	368,777	358,541
29,563	21,295	19,052	13,818	9,740	7,686	1,184	501
491,316	464,054	423,379	398,931	435,343	404,422	367,593	358,040
2,184,000	2,184,000	2,184,000	2,184,000	2,184,000	2,184,000	2,184,000	2,184,000

## 第7 経営戦略の事後検証、改訂等に関する事項

経営戦略の事後検証については、毎年度、進捗管理を行うと共に計画(Plan)・実行(Do)・評価(Check)・改善(Act)のPDCAサイクルにより評価・検証を行い、**3～5年ごとに見直し**を行うこととします。

また、経営戦略と実績との乖離が著しい場合、方針及び施策等の大幅な変更により経営戦略の修正が必要な場合は、**随時見直し**を行うこととします。

イラスト2 PDCA サイクル



## 第 8 経費回収率の向上に向けたロードマップ

「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進についての留意事項」（国土交通省連絡 令和 2 年 7 月 22 日）に基づき、経費回収率の向上に向けたロードマップを以下に示します。

経費率回収率 100%に向けて、**令和 4 年度下水道使用料体系改定の必要性を検討**、令和 5 年度下水道使用料条例を改定、令和 6 年度より新下水道使用料を適用しました。

今後は、下水道使用料体系改定の必要性を検討した令和 4 年度から 5 年後である**令和 9 年度に下水道使用料体系改定の必要性を検討**します。

表 12 経費回収率の向上に向けたロードマップ

年度	取組内容
令和 4 年度	<b>下水道使用料体系改定の必要性を検討</b>
令和 5 年度	下水道使用料条例を改定
令和 6 年度	新下水道使用料体系を適用（詳細は、P.16 参照）
令和 7 年度	—
令和 8 年度	—
令和 9 年度	<b>下水道使用料体系改定の必要性を検討</b>
令和 10 年度	（必要に応じて）下水道使用料条例を改定

## 参考 取手地方広域下水道組合下水道事業概要

### 1. 事業の現況

#### (1) 施設

供用開始年度	昭和 60 年度	法適用 (全部適用・一部適用) 非適の区分	一部適用 平成 29 年度
処理区域内人口密度	54.68 人/ha	流域下水道への 接続の有無	無
処理区数	1 (城根処理区)	処理場数	1
広域化・共同化・最適化 実施状況	取手市、つくばみらい市の二市による一部事務組合		

#### (2) 使用料

区分	汚水排除量	下水道使用料 (消費税抜き)
基本料金	-	500 円
従量料金 (1 m <sup>3</sup> につき)	1～ 10 m <sup>3</sup>	110 円
	11～ 20 m <sup>3</sup>	140 円
	21～ 30 m <sup>3</sup>	160 円
	31～ 50 m <sup>3</sup>	170 円
	51～100 m <sup>3</sup>	180 円
	101～200 m <sup>3</sup>	190 円
	201 m <sup>3</sup> ～	200 円

本組合は、基本使用料と従量制の二部料金制を採用しており、使用水量に応じた使用料を設定しています。

<b>条例上の 使用料 20 m<sup>3</sup>あたり (消費税抜き)</b>	令和4年度	2,300円	<b>実質的な 使用料 20 m<sup>3</sup>あたり (消費税抜き)</b>	令和4年度	2,659円
	令和5年度	2,300円		令和5年度	2,620円
	令和6年度	3,000円		令和6年度	—

### (3) 組織

<b>職員数</b>	49名（令和6年4月1日現在）
<b>事業運営組織</b>	P.9 参照

## 2. 民間活力の活用等

<b>(1) 民間活用の状況</b>	<b>ア. 民間委託 (包括的民間委託を含む)</b>	あり P.17 参照
	<b>イ. 指定管理者制度</b>	—
	<b>ウ. PPP・PFI</b>	検討中 P.18 参照
<b>(2) 資産活用の状況</b>	<b>ア. エネルギー利用</b>	検討中 P.18 参照
	<b>イ. 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等)</b>	検討中 P.18 参照